

光市母子殺害事件（その①）

1 今日、今日は、今月20日の光市母子殺害事件最高裁判決について考えたいと思います。1999年4月、当時18歳と1か月だった少年が起こした事件で、この少年と同学年であった私にとって、非常に衝撃的な事件でした。

この事件では、18歳をわずかに過ぎた者の死刑、死刑制度自体をどう考えるか、被告人の供述の変遷と弁護団の活動、「全国犯罪被害者の会（あすの会）」の結成、死刑を認める判決で最高裁判事の1人が反対意見を出したこと、判決後元少年の実名報道がなされたことなど、様々なことが問題になりました。以下、判決を紹介します。

2 最高裁が上告を棄却した（死刑判決を維持した）理由は、以下のとおりです。「本件は、犯行時18歳の少年であった被告人が、(1) 山口県光市内のアパートの一室において、当時23歳の主婦（以下「被害者」という。）を強姦しようとして企て、同女の背後から抱き付くなどの暴行を加えたが、激しく抵抗されたため、同女を殺害した上で姦淫の目的を遂げようとして決意し、その頸部を両手で強く絞め付けて、同女を窒息死させて殺害した上、強いて同女を姦淫した殺人、強姦致死、(2) 同所において、当時生後11か月の被害者の長女（以下「被害児」という。）が激しく泣き続けたため、(1)の犯行が発覚することを恐れ、同児の殺害を決意し、同児を床にたたき付けるなどした上、同児の首に所携のひもを巻いて絞め付け、同児を窒息死させて殺害した殺人、(3) さらに、同所において、現金等が在中する被害者の財布1個を窃取した窃盗からなる事案である。

(1)、(2)の各犯行は、被害者を殺害して姦淫し、その犯行の発覚を免れるために被害児をも殺害したのであって、各犯行の罪質は甚だ悪質であり、動機及び経緯に酌量すべき点は全く認められない。強姦及び殺人の強固な犯意の下で、何ら落ち度のない被害者らの尊厳を踏みにじり、生命を奪い去った犯行は、冷酷、残虐にして非人間的な所業であるといわざるを得ず、その結果も極めて重大である。被告人は、被害者らを殺害した後、被害者らの死体を押し入れに隠すなどして犯行の発覚を遅らせようとしたばかりか、被害者の財布を盗み取って(3)の犯行に及ぶなど、殺人及び姦淫後の情状も芳しくない。遺族の被害感情はしゅん烈を極めていいる。被告人は、原審公判においては、本件各犯行の故意や殺害態様等について不合理な弁解を述べており、真摯な反省の情をうかがうことはできない。平穏で幸せな生活を送っていた家庭の母子が、白昼、自宅で惨殺された事件として社会に大きな衝撃を与えた点も軽視できない。

以上のような諸事情に照らすと、被告人が犯行時少年であったこと、被害者らの殺害を当初から計画していたものではないこと、被告人には前科がなく、更生の可能

性もないとはいえないこと、遺族に対し謝罪文と窃盗被害の弁償金等を送付したことなどの被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、被告人の刑事責任は余りにも重大であり、原判決の死刑の科刑は、当裁判所も是認せざるを得ない。」

3 以上が最高裁の判断ですが、宮川光治裁判官（弁護士出身）は反対意見を述べています。以下、反対意見の一部分を抜粋します。

「被告人は犯行時18歳に達した少年であるが、その年齢の少年に比して、精神的・道徳的成熟度が相当程度に低く、幼いというべき状態であったことをうかがわせる証拠が本件記録上少なからず存在する。精神的成熟度が18歳に達した少年としては相当程度に低いという事実が認定できるのであれば、そのことは、本件第1次上告審判決（最高裁平成14年（あ）第730号同18年6月20日第三小法廷判決・裁判集刑事289号383頁）がいう「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情」に該当し得るものと考ええる。また、精神的成熟度が相当程度低いという事実が認定できるのであれば、強姦の計画性を含め本件行為の犯情等の様相が変わる可能性がある。」

この反対意見に対しては、さらに金築誠志裁判長（裁判官出身）が補足意見を述べているので、その一部分を抜粋します。

「精神的成熟度が18歳を相当程度下回っているかどうかを判断するためには、18歳程度の精神的成熟度とは、どのような精神的能力をどの程度備えていなければならないか、どのような要件を満たすものでなければならないかを明らかにした上で、それとの乖離の程度を判定しなければならないが、人の精神的能力、作用は極めて多方面にわたり、それぞれの発達度は個人個人で偏りが避けられないものであるのに、果たして、そのような判断を可能にする客観的基準や信頼し得る調査の方法があるのであろうか。少年法51条1項が死刑適用の可否につき定めるところは18歳未満か以上かという形式的基準であり、精神的成熟度及び可塑性の要件を求めていることは、反対意見にもあるとおりであり、少年法のその他の規定で年齢が要件となっているものの中にも、実質的な精神的成熟度を問題にしている規定は存在しない。」

4 本件については、すでに多くの方々が、いろいろなところで意見を述べられているので、私から紹介できることは多くありません。ただ、本判決の中で、裁判官の意見が対立している部分は興味深いため、今日はその点について、結論の妥当性と合わせて考察していきたいと思います。

反対意見、補足意見は少年の「精神的成熟度」を問題にしています。そして、反対意見は、「精神的成熟度」を実質的に判断すべきだとしたのに対し、補足意見は、実質的判断が困難であることから、形式的な年齢という基準で判断すべきだとし、両者は、結論を異にしています。このことから、本件は、「精神的成熟度」が死刑か否かを決する上で最も大きな争点であったといえます。

5 そもそも、刑罰とは、犯罪が自分の自由な意思決定に基づいてした行為によって生じた場合、それは道義的非難の対象となるため、これに対する報いとして科されるものです。これを応報刑主義といいます（他にも、刑罰の根拠としては、刑罰を科すことにより社会の一般人を威嚇し将来における犯罪を予防するとする一般予防主義、刑罰を科すことによって犯人自身が将来再び犯罪に陥ることを予防するとする特別予防主義がありますが、応報刑主義が中心であるといわれています）。応報刑主義は、行為者が法規範を理解し、これにしたがって事の善し悪しを判断し行動することができるということを当然の前提としています。そうすると、「精神的成熟度」が不十分であれば、法規範を理解し、事の善し悪しを判断すること、判断にしたがって自己をコントロールすることが十分にできないため、この応報刑主義からは、完全な刑罰を科すことはできないということになるのです。

6 この刑罰の根拠から本件を考えた場合、「精神的成熟度」について、実質的に判断しようとする反対意見の方が、刑罰を科す重要な前提である「行為者が法規範を理解しこれにしたがって事の善し悪しを判断し行動することができるのか」をみるには優れているように思われます。

しかし、実質的な「精神的成熟度」を客観的に判断することが困難であるという補足意見も、もっともです。「精神的成熟度」の基準を挙げると言われても困りますし、論者によって挙げる基準は全く異なってくるでしょう。また、反対意見のように年齢相応の「精神的成熟度」という漠然としたものの判断を最終的に裁判官に委ねるとなれば、区々な判断が下される危険性は非常に高いと思われます。したがって、私は、「精神的成熟度」の実質的な判断をしなかった多数意見の判断は賢明であり、少なくとも、今の時点では正しい判断だったのではないかと思います。したがって、死刑という結論もやむを得ないと考えます。死刑という極刑ですから、なるべく実質的に緻密に判断したいというのは理解できますが、恣意的な判断、区々な判断の回避のためには、やむを得ないでしょう。

さて、今回は、本判決の妥当性に絞って、コラムを書かせていただきました。しかし、先に述べたとおり、この事件には、ここには書かれていないもっと多くの論点があります。そこで、次回コラムは、光市母子殺害事件（その②）としまして、当事務所弁護士田中宏が、今回とは別の問題を取りあげて紹介いたします（会田）。